

宮代町部活動方針(案)

平成30年 月
宮代町教育委員会

目 次

| | | |
|-----|---------------------|-------|
| I | 学校教育の一環としての部活動の位置付け | ・・・ 1 |
| II | 教育委員会の取組 | ・・・ 1 |
| 1 | 宮代町における部活動方針の策定 | ・・・ 1 |
| 2 | 外部指導者の活用 | ・・・ 2 |
| III | 各学校の取組 | ・・・ 2 |
| 1 | 学校の部活動に係る方針の策定 | ・・・ 2 |
| 2 | 部活動の活動計画 | ・・・ 2 |
| 3 | 休養日の設定 | ・・・ 2 |
| 4 | 活動時間の設定 | ・・・ 3 |
| 5 | 校外における活動 | ・・・ 3 |
| 6 | 大会・コンクールの参加への対応 | ・・・ 4 |
| 7 | 外部指導者の活用 | ・・・ 4 |
| 8 | 適切な指導の実施 | ・・・ 4 |
| 9 | 安全・管理の徹底 | ・・・ 5 |

I 学校教育の一環としての部活動の位置付け

平成29年3月31日に告示された中学校学習指導要領の第1章総則、第51のウには、

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

と示されており、部活動の法的位置付けがなされている。

ここに示されているとおり、部活動は教育課程外に行われる教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持っている。

学校の教育活動全体で目指す資質、能力の育成に資するよう教育課程との連携を図るべきこと、また、関係者との連携等を通じて、部活動の持続可能な運営体制を整備すべきことが求められている。

II 教育委員会の取組

部活動は、これまで、顧問の教師や保護者、地域の人々に支えられながら、興味や関心を共通にする生徒の自主的、自発的な参加による取組として親しまれてきた。部活動において、生徒はそれぞれが目標を持って努力し、学年や学級を越えて互いに切磋琢磨し合う中で、仲間との連帯感や協調性、自主性、責任感、自己肯定感などを養ってきた。

一方、大会等に向けた過度な練習による教師の多忙化や生徒の肉体的、精神的な負荷による学業への影響等の課題が顕在化しているため、その実態と生徒や保護者、教師等のニーズを踏まえ、学校における部活動の運営体制を根本的に見直す必要が指摘されていた。

そこで、本町教育委員会では、「宮代町部活動方針」を策定し、各学校や関係者に周知していく。各学校では校長のリーダーシップの下、関係者と連携しながら、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

1 宮代町における部活動方針の策定

(1) 宮代町教育委員会は、国（スポーツ庁）の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」（以下「国のガイドライン」という。）に則り、県の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針（平成30年7月）」（以下「県方針」という。）を参考に、「宮代町部活動方針」を策定する。

- (2) 「宮代町部活動方針」の策定に当たっては、「国のガイドライン」で示された休養日及び活動時間の基準を踏まえて、町として休養日及び活動時間等の基準を設定する。
- (3) 「宮代町部活動方針」における部活動とは、スポーツや文化及び科学等、中学校において教育課程外の活動として実施する全ての部活動について適用する。

2 外部指導者の活用

- (1) 教育委員会は、宮代町町民みんなが先生制度活用規程（平成20年4月1日施行）の規定に基づき、中学校の部活動の技術指導の補助を行うことにより部活動の充実を図るため、校長の求めにより教員以外で専門的な実技指導力を備えた者（以下、「部活動外部指導者」という。）を派遣する。
- (2) 教育委員会は、部活動の運営及び効果的な指導を充実するため、各校が実施する外部指導者に対する研修に関する指導を行う。

Ⅲ 各学校の取組

1 学校の部活動に係る方針の策定

- (1) 校長は、宮代町部活動方針に則り、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し、4月下旬を目安に、生徒・保護者に周知するとともに、教育委員会へ提出する。
- (2) 活動方針の策定に当たっては、宮代町部活動方針に示された休養日及び活動時間の基準に則るものとする。

2 部活動の活動計画

- (1) 校長は、部活動の活動時間及び休養日等を設定し、生徒・保護者に周知するとともに、その運用を徹底する。その際、おおむね次のような手順で行うものとする。
 - ①部活動顧問は、年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。
 - ②校長は、部活動顧問の作成した年間活動計画、毎月の活動計画を確認し、生徒及び保護者への周知について指導するとともに、年間活動計画に関しては教育委員会にも提出する。
 - ③部活動顧問は、毎月の活動計画を生徒及び保護者に周知する。
- (2) 毎月の活動計画及び活動実績の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性などを考慮するとともに、外部指導者、生徒及び保護者の意見も取り入れるよう努めるものとする。
- (3) 校長は、活動日、休養日及び活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講ずる。

3 休養日の設定

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえるとともに、教員の勤務負担軽減の視点からも、次に掲げる事項について休養日の基準とする。

(1) 平日（課業日）

- ①原則週1日以上を休養日とする。
- ②朝練習についても含める。

(2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）

- ①原則1日以上を休養日とする。
- ②大会参加やコンクール等で週末の2日間活動した場合、大会・コンクール終了後の平日又は休日を休養日として振り替える。

(3) 長期休業中

- ①(1)(2)に規定する休養日の設定に準ずる。
- ②埼玉県が定めるサマーフレッシュウィーク（8月11日～16日）中の最低4日、12月29日～1月3日）は、休養日とする。

4 活動時間の設定

各部活動の運営については、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項について活動時間の基準とする。

(1) 平日（課業）

- ①2時間程度とする。この時間には、朝練習も含む。
- ②授業時間が半日の場合、原則として4時間以内とする。

(2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）

原則として4時間以内とする。

(3) 長期休業中

原則として4時間以内とする。

(4) 活動時間の範囲

- ①(1)(2)及び(3)に係る活動時間は、準備や片付けに必要とされる時間を含めるものとする。
- ②練習試合など通常とは異なる活動を行う場合は、(2)(3)に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒の健康に十分配慮し、長時間とならないよう計画的に実施するものとする。

5 校外における活動

練習試合や大会に参加するなど校外で活動する場合は、次に掲げる事項について、配慮するものとする。

- (1) 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した引率届の提出など、所定の手続を確実に行之、あらかじめ校長の承認を得る。
- (2) 部活動顧問は、徒歩、自転車、公共交通機関又は借り上げバスなどを校外の活動場所への移動の手段として利用する。

- (3) 部活動顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対し、生徒が自転車保険（賠償責任補償付保険）に加入していることをあらかじめ確認しておく。
- (4) 部活動顧問は、校外で活動する場合の生徒の安全確保に向けて、次のことについて当日のみならず、事前から具体的に指導する。
 - ①移動の安全確保を図ること。
 - ②移動中及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
 - ③他校の生徒とのトラブルや盗難事故防止に配慮すること。
- (5) 部活動顧問は、校外の活動場所へ移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を徹底する。

6 大会・コンクール等の参加への対応

大会・コンクール等の前の休養日及び活動時間については、3に規定する休養日及び4に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等を精査するよう努めること。
- (2) 校長は、生徒及び部活動顧問の過度な負担とならないよう、活動時間、休養日の設定について、適切に指導すること。
- (3) 校長は、各部活動の特性、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断し、大会等に向けた活動期間を定めること。
- (4) 部活動顧問は、大会等へ向けた練習及び大会当日の活動計画、移動経路等について、あらかじめ、生徒及び保護者の理解を得ること。

7 外部指導者の活用

- (1) 校長は、各部活動の技術指導の補助を行うことにより部活動の充実を図るため、部活動外部指導者の任用について、教育委員会に申し出ることができるものとする。
- (2) 校長は、宮代町町民みんなが先生制度活用規程に基づき、外部指導者として適していると判断する者を推薦できるものとする。
- (3) 校長は、部活動の運営及び効果的な指導を充実するため、外部指導者に対して研修を行う。

8 適切な指導の実施

- (1) 部活動の目標や指導方針を踏まえ、全教職員と連携・協力し、活動計画に基づいた運営や指導を行う。
- (2) 各部活動において、その特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。
- (3) 技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各部活動の特性を踏まえた科学的な練習方法等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

- (4) 顧問間や外部指導者等と役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- (5) 指導方針や活動計画は保護者へ必ず知らせ、共通理解のもと、連携した運営に努める。活動予定に変更が生じた場合は、早い時期に生徒・保護者への周知を図る。
- (6) 引率は公務であるという意識をしっかりと持ち、責任者として、自覚のある行動をとる。
- (7) 生徒の人権や人格を尊重し、生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努め、生徒一人一人が目標に向かって意欲的に活動することができる雰囲気づくりを心がけて指導する。
- (8) 協調性や人間関係形成能力などを身に付けさせるために指導法を工夫するとともに、リーダーを育成し、集団として団結して活動に取り組めるよう指導する。
- (9) 大会等における成果を求めることに固執して勝利至上主義に陥り、行き過ぎた指導にならないよう、自己管理に努める。
- (10) 部活動顧問は、いかなる場合においても学校教育法第11条ただし書きにいう体罰、及び生徒を心理的に傷つけて制圧を加える言葉による指導を行ってはならない。

9 安全・管理の徹底

- (1) 校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、使用する施設・設備の点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (3) 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (4) 校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。その際、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人 日本体育協会）」、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用する。
- (5) 部活動顧問は、部員の健康状況についてこまめに観察し、状況によっては適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導する。
- (6) 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当を施す。校長は、事故の状況に応じて、救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。
- (7) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて周知する。
- (8) 部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況について校長に報告する。
- (9) 校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認する。
- (10) 部活動顧問は、保護者から徴収した活動費の執行状況について、保護者に周知する。
- (11) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。